平成 30 年度　発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
（特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業）
成果報告書

実施機関名（　国立大学法人長崎大学　）

１．問題意識・提案背景

国立大学教育学部附属学校は、地域の教育のモデルとなる機能が求められている。しかし、通常学級に在籍する発達障害児及びその可能性のある幼児児童生徒に対する特別支援教育体制の整備については、公立学校に比べ、その遅れが指摘されている。長崎大学教育学部は、平成 26～27 年度の『発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援事業』、平成 28 年度の『発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援事業』に応募・採択され、附属学校（附属小学校および附属中学校）を指定校とし、教育介入に対する応答（RTI：Response to Intervention）モデルを参考に、指定校に在籍する児童生徒に対する特別支援教育の実施を推進してきた。具体的には、大学に特別支援教育を専門とする大学教員や発達支援アドバイザー等を構成員とする「支援ラボ」を設置した。そして、支援ラボが主体となる形で、指定校の保護者にパンフレット等で周知を行い、①大学における放課後の個別指導の実施、②個別の教育支援計画の作成、③通常学級での個別的な配慮の計画と実施、④障害理解教育の実施、⑤教職員に対する研修等の計画・実施、を行った。しかし、以下のような課題が考えられた。

１つめは、取組の主体が支援ラボであり、校外の組織であることである。特別支援教育の取組の主体は校内の組織であることが求められている。従って、これまで支援ラボが行ってきた特別支援教育に関する取組の主体を、校内の組織へ段階的に移行していくことが必要であると考えられた。

２つめは、支援ラボによる具体的な支援につながるきっかけが、主に保護者や教師の主観的な気づきであったことである。つまり、保護者や教師の発達障害や特別支援教育に関する理解等の違いにより、支援のニーズの認識や把握に差が生じる可能性が考えられた。従って、より客観的で体系的かつ組織的な支援のニーズの実態把握の取組が必要であると考えられた。

３つめは、これまでの取組の評価が、主に支援ラボにつながった児童生徒の評価が中心であったことである。RTI モデルを参考にするのであれば、指定校における特別支援教育を評価する指標として、すべての児童生徒を対象とした評価を並行して行うことも必要である。また、評価や経過について確認する機会も複数回実施し、支援の在り方を柔軟に対応させていけるような取組も必要であると考えられた。

以上のような課題に対して、本事業では、①特別支援教育に関する校内組織を作り、これまで大学の支援ラボが行ってきた取組の主体をこの校内組織に段階的に移行すること、②全校的なスクリーニング検査により附属学校に在籍する子供の支援のニーズを把握すること、③特別支援教育に関する校内組織を定期的に開催し、子供の支援のニーズに関する情報共有、必要な支援の計画、計画された支援の経過についての情報共有、必要であれば支援の修正等について協議する機会とすること、を主な取組とする。特別支援教育に関する校内の組織づくりや機能充実に関する取組は、指定校である附属学校での特別支援教育の推進における次のステップとして妥当であると考えられる。また、特に特別支援教育に関する通常学校の校内組織の機能充実の取組の内容や成果については、モデル機能としての社会的なニーズも大きいと考えられる。

２．目的・目標

問題意識・提案背景で述べたように、①支援ラボが行ってきた取組の主体を校内の組織に段階的に移行すること、②客観的で体系的な全校的実態把握に基づく支援のニーズの把握を行うこと、③把握された支援ニーズについて、校内の組織で情報共有を行い、支援の実施や経過について情報共有を行うこと、を本事業の主な取組とし、その取組の成果を踏まえて指定校の学校経営に特別支援教育に関する取組を明確に位置づけることを目的とした。

具体的には、以下の５つについて達成することを目標とした。①支援ラボのメンバーに、指定校の管理職および特別支援教育コーディネーター等を加え、「特別支援教育コアチーム」とする。また、学校経営スーパーバイザー（以下、学校経営 SV）を各指定校の特別支援教育コアチームの構成員とする。②特別支援教育コアチームによる定期的な協議の機会を各指定校で開催する。③特別支援教育コアチームが主体となり、年度の始めに指定校の全児童生徒を対象とした学習面および行動面のスクリーニングテストを実施し、支援のニーズの把握を行う。得られたデータに基づき、特別支援教育コアチームが主導する形で担任らと情報共有を行う。定期的に開催される特別支援教育コアチームによる協議の機会において、学校経営 SV の調整・助言等のもと、支援のニーズの判断や、具体的な支援計画、支援の経過や修正等について協議を行う。④以上の取組をふまえ、次年度の特別支援教育に関する学校経営計画を作成する。⑤幼小中で一貫した特別支援教育に関わる学校経営スタイルの構築に必要な条件や取組について検討する。具体的には、連絡入学の児童生徒の情報共有（入学前の情報交換や個別の教育支援計画の運用）の在り方やシステム、必要な書式等について検討する。

３．主な成果

平成 29 年度の取組で、学校経営構築研究解発事業運営協議会を組織し、図１に示したような外部専門機関等との連携を図った。また、特別支援教育コアチームを組織し、指定校において定期的に開催される校内委員会に、学校経営 SV および支援ラボの大学教員が参加することで、特別支援教育コアチームの定期的な協議の場とした。平成 29 年度の開始時において、附属幼稚園および附属中学校に校内委員会が組織されていなかったが、学校経営 SV の助言等により、附属中学校は平成 29 年 10 月から、附属幼稚園は平成 30 年度から園内委員会が組織され、定期的に開催されるようになった。全校的な実態把握のスクリーニングテストとして、「子どもの強さと困難さアンケート（Strengths and Difficulties Questionnaire, SDQ）」の教師版を実施し、校内委員会の成員および各担任がその結果について情報共有を行った。また SDQ の結果を踏まえ、各学年会で支援ラボが作成したワークシートを用いて具体的な支援について協議し計画する機会を持つ取組を行った。

平成 30 年度は、特別支援教育に係る取組が年間の計画として定着することを目的に、平成 29 年度とほぼ同様の取組を行った。平成 30 年度は、校内委員会がすべての指定校に校内組織として位置づけられ、定期的に開催されるに至った。その結果、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校のすべての指定校で校内委員会（園内委員会）を特別支援教育コアチームの協議の場とし、定期的な協議の機会が行うことができた。また一方で、平成 29 年度の取組の反省を踏まえた変更も行った。1 つは全校的な実態把握のスクリーニングの方法を、SDQ から支援ラボが作成した簡易化チェックリストに変更した点である。SDQ のチェック項目の多さから学級担任にかかる負担も大きかったこと、学習面で気になる児童生徒を把握することができなかったこと等が理由である。その結果、より負担が少ない方法で、行動面・学習面で担任教師が気になる児童生徒を把握することができた。また、附属幼稚園についても、在籍する幼児の発達に合わせたチェックリストを新

たに作成し、担任教師が気になる幼児に対してチェックリストによる実態把握を行うことができた。これらの取組を踏まえ、指定校 C においては学校経営方針に特別支援教育に関する方針が記述されることになった。

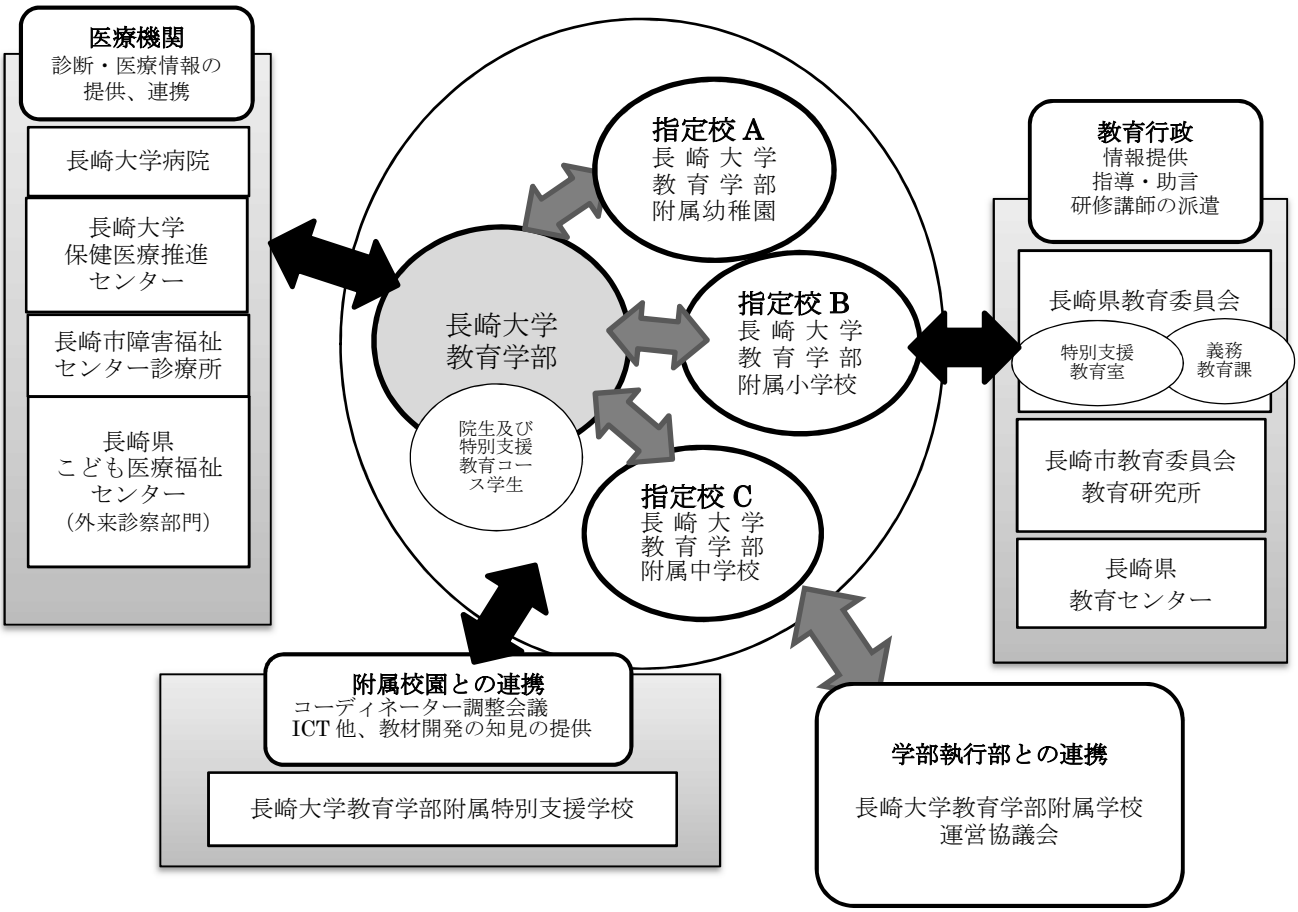

図 1．本事業における連携図

４．教育委員会及び指定校における取組概要

【学校種：附属幼稚園（指定校 A)】

① 専門家を活用した学校経営計画等の策定

(1) 大学の取組

ア．学校経営構築研究解発事業運営協議会の開催

平成 30 年６月 12 日に長崎大学において、学校経営構築研究開発事業運営協議会を開催した。運営協議会では、平成 29 年度の事業の取組の成果と平成 30 年度の事業計画（特別支援教育コアチームの組織、コアチームによる定期的な協議、全校的な実態把握の実施、取組を踏まえた学校経営計画等の作成）について情報共有が行われた。その上で、学校経営 SV による助言・指導のもと、協議を行った。

イ．学校経営 SV と大学教員による定期的な協議の実施

原則として週１回、学校経営 SV と大学教員による定期的な協議の場を設定し、指定校 A での特別支援教育の実施を推進する学校経営構築に関する具体的な取組内容について情報共有および協議を行った。

(2) 指定校の取組

ア．特別支援教育コアチームによる定期的な協議の実施

指定校 A において月 1 回開催される園内委員会に、学校経営 SV が参加した。この園内委員会を特別支援教育コアチームの定期的な協議の機会とした。第 1 回の園内委員会では、学校経営 SV および大学教員が、本事業の目的および具体的な取組の見通しについて説明および依頼を行った。

(3) 主な成果

平成 30 年度から園内委員会が定例で開催され、園内の特別支援教育の充実に関する取組が、学校経営 SV 等の助言のもと、園内組織を主体として実施されることになった。これらの実績を踏まえ、園内委員会を次年度以降も継続される校内組織として位置づけることができた。これらの成果は、指定校 A の学校経営計画等に特別支援教育を位置づける上で必要なステップであると考えられる。

② 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方

(1) 大学の取組

ア. 学校経営 SV と大学教員による定期的な協議の実施

原則として週 1 回、学校経営 SV と大学教員による定期的な協議の場を設定し、指定校 A での合理的配慮の提供に係る取組やプロセスに関する情報共有および協議を行った。

イ. 実態把握チェックリスト（幼児用）の作成

課題のみられる園児について、その実態を簡易的な方法で把握し、園内外との情報共有や具体的な合理的配慮の内容について協議するため、実態把握チェックリスト（幼児用）を作成した。

(2) 指定校の取組

ア. 校内委員会での情報共有および協議

月に 1 回行われる園内委員会において、学校経営 SV の助言等のもと、各学級の様子や課題のある園児についての情報交換を行い、トラブルや支援方法についての情報交換を行った。また、合理的配慮について学校経営 SV が資料を用いて説明を行った。また、医療機関や療育機関との連携についても協議され、情報共有された。

イ. 実態把握チェックリスト（幼児用）による実態把握と共有

課題のある園児については、各担任に実態把握チェックリスト（幼児用）の実施を依頼し、その結果を園内委員会で共有した。また、附属小学校（指定校 B）との連携として、引継ぎが必要な園児については実態把握チェックリスト（幼児用）や個人理解表を使用して引継ぎを行うようにした。

(3) 主な成果

以上のように平成 30 年度は、園内委員会で課題のある園児の様子や支援の結果等を定期的に共有する機会を持つことができた。また、園内委員会で課題のある園児として情報提供された園児については、実態把握チェックリスト（幼児用）を実施することにより、より広い観点での実態把握やそれを踏まえた合理的配慮や外部機関との連携可能性について園内委員会で共有および共有することができた。また、これまで口頭のみであった引継ぎから、以上の紙媒体による情報等を附属小学校（指定校 B）への引継ぎ資料として用いることができた。このような実態把握→合理的配慮・連携→引継ぎの流れをシステムとして実施することができた。

③ 発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方

(1) 大学の取組

ア. 学校経営 SV と大学教員による定期的な協議の実施

原則として週 1 回、学校経営 SV と大学教員による定期的な協議の場を設定し、指定校 A での対人トラブルおよび不登園対策等の生徒指導上の学校課題に関するもののうち、発達障害等の可能性のある幼児に関連するものについて情報共有および特性等を踏まえた対応等について協議を行った。

(2) 指定校の取組

ア. いじめや不登園等への対応

指定校 A においては、いじめ対策情報交換会等の園内組織でいじめや不登校に関する情報共有を行い、対応について検討を行っている。平成 30 年度は園内委員会を定期的に開催されたため、特別支援教育の観点から、登園しぶり等の状態にある園児について情報共有および対応についての協議を、学校経営 SV の助言等のもと行うことができた。

イ. 保護者を対象とした研修会の開催

指定校 A において、支援ラボの構成員である特別支援教育の心理学を専門とする大学教員が、保護者を対象に、発達障害に関する研修会を実施した。

ウ. 附属学校 4 校園のコーディネーター会議

年に 4 回、指定校 A（附属幼稚園）、指定校 B（附属小学校）、指定校 C（附属中学校）および附属特別支援学校のコーディネーター連絡協議会を開催し、各附属学校園における特別支援教育の取組および具体的な事例への対応について情報共有および協議を行った。

(3) 主な成果

上述のように平成 30 年度から園内委員会が定例で開催されることになり、指定校 A でも特別支援教育の観点から、登園しぶり等に関する情報共有および対応について協議することができた。また、指定校 A においては、保護者を対象とした発達障害に関する研修会を開催することにより、保護者の障害理解の促進や発達障害に関する意識の向上を図り、園児の多様な実態の仲間を認める関係づくりが目指す取組を行うことができた。

④ 特別支援教育コーディネーターの負担軽減のための体制の在り方

(1) 指名している人数

・ 1 名

(2) 指名している者ごとの具体的な職務内容

ア. 特別支援教育コーディネーター

・ 特別な配慮や支援が必要と考えられる園児の情報収集をする。
・ 特別支援教育に関わる情報について各担任と情報の共有をする。
・ 学校経営 SV と情報交換を行う。
・ 4 附属校園（附属幼稚園・附属小学校・附属中学校・附属特別支援学校）コーディネーター連絡会への参加。
・ 特別支援教育に関わる研修会への参加（主に 4 附属校園コーディネーター連絡会が主催する研修会）。

イ. 園長

・　大学（主に大学職員や学校経営 SV）との連絡調整を行う。
・　受託事業の運営協議会に関連する業務を担う。
・　小学校との引継ぎに関する連絡調整。

(3) 軽減している職務内容
・　特になし。

(4) 特別支援教育コーディネーターとして職務に従事している時間数（月平均）
・　随時必要に応じて対応しているため、決められた時間数は設定されていない。
・　対応している時間を合算すると月に約 5 時間以下。

(5) 特別支援教育コーディネーターの人選方法や必要な資質
ア．人選方法
・　職員が少ないため、職務の負担に偏りがないように配慮し、決定されている。
・　特別支援学級などを担当したことがある教員を配置できればと考えているが、教員の人数が少ないため、年度によっては難しい状況である。
イ．資質
・　園児の言動等を観察し、困り感などについて把握できる。
・　担任等、他の職員と連携して職務ができる。
・　特別支援教育について興味関心があり、研鑽を積むことができる。

(6) 特別支援教育コーディネーターの学校における通常の役職、任期
・　担任及び教育実習主任を兼任。原則は年度単位。

【学校種：附属小学校（指定校 B)】
① 専門家を活用した学校経営計画等の策定
(1) 大学の取組
ア．学校経営構築研究解発事業運営協議会の開催
平成 30 年 6 月 12 日に長崎大学において、学校経営構築研究開発事業運営協議会を開催した。運営協議会では、平成 29 年度の事業の取組の成果と平成 30 年度の事業計画（特別支援教育コアチームの組織、コアチームによる定期的な協議、全校的な実態把握の実施、取組を踏まえた学校経営計画等の作成）について情報共有が行われた。その上で、学校経営 SV による助言・指導のもと、協議を行った。
イ．学校経営 SV と大学教員による定期的な協議の実施
原則として週 1 回、学校経営 SV と大学教員による定期的な協議の場を設定し、指定校 B での特別支援教育の実施を推進する学校経営構築に関する具体的な取組内容について情報共有および協議を行った。

(2) 指定校の取組
ア．特別支援教育コアチームによる定期的な協議の実施
指定校 B において月 1 回開催される校内委員会に、学校経営 SV および支援ラボの大学教員が参加した。この校内委員会を特別支援教育コアチームの定期的な協議の機会とした。第 1 回の校内

委員会では、学校経営 SV および大学教員が、本事業の目的および具体的な取組の見通しについて説明および依頼を行った。

(3) 主な成果

平成 29 年度から引き続き校内委員会が定例で開催され、校内の特別支援教育の充実に関する取組が、学校経営 SV 等の助言のもと、校内組織を主体として実施されることになった。平成 29 年度の取組について、いくつか修正を行ったが、基本的に同じ年間計画に基づいて実施することができた。これらの成果は、指定校 B の校内委員会の取組を定着させる上で重用であり、また学校経営計画等に特別支援教育を位置づける上で必要なステップであると考えられる。

② 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方

(1) 大学の取組

ア. 学校経営 SV と大学教員による定期的な協議の実施

原則として週 1 回、学校経営 SV と大学教員による定期的な協議の場を設定し、指定校 B での合理的配慮の提供に係る取組やプロセスに関する情報共有および協議を行った。

イ. 実態把握チェックリスト（児童生徒用）の作成および結果のまとめ作成

学習面や行動面や対人面など課題のみられる児童について、その実態を簡易的な方法で把握し、校内外との情報共有や具体的な合理的配慮の内容について協議するため、実態把握チェックリスト（児童生徒用）を作成した。また、実施されたチェックリストの結果の集計を行い、結果のまとめに関する資料を作成した。

(2) 指定校の取組

ア. 校内委員会での情報共有および協議

月に 1 回行われる校内委員会において、学校経営 SV の助言等のもと、各学級の様子や課題のある児童についての情報交換を行い、トラブルや支援方法を協議した。また、合理的配慮について学校経営 SV が資料を用いて説明を行った。さらに、医療機関や療育機関との連携についても協議され、情報共有された。

イ. 実態把握チェックリスト（児童生徒用）による全校的な実態把握

学校経営 SV の助言等のもと、学習面・行動面・対人面のスクリーニング検査として、全学年の担任がそれぞれの学級の全児童について実態把握チェックリスト（児童生徒用）を実施した。記入されたチェックリストは回収された後、大学において集計等が行われ、その結果については校内委員会で共有された。

ウ. 実態把握チェックリスト（児童生徒用）の結果を踏まえた学年会での協議

学校経営 SV の助言等のもと、実態把握チェックリスト（児童生徒用）の結果を踏まえ、各学年（学年会等）で気になる児童のリストアップおよび情報共有、リストアップされた児童に対する学校・学級内での支援方法（合理的配慮）について担任らが協議を行った。協議が円滑に進むように、平成 29 年度と同様にワークシートを作成・配布した。学年会ではチェックリストの結果を踏まえ、「学年・学級で個別の支援が必要な児童」が協議され、その後それらの児童に対して「学年や学級で実施可能な個別の支援」および「保護者への支援」が主に協議され、それぞれについてワークシートへの記入が行われた。平成 29 年度は事業の 1 年目であったため、ワークシートの提出が 12 月になってしまった反省から、平成 30 年度は実態把握チェックリスト（児童生徒用）および学年会での協議のスケジュールを早めに設定した。

エ．個別の教育支援計画の作成および評価

校内委員会において、個別の教育支援計画の作成について確認がなされ、学校経営 SV の助言等のもと、課題のある児童について個別の教育支援計画が作成された。作成された個別の教育支援計画については、年度末に担任による評価が行われた。

(3) 主な成果

以上のように平成 30 年度も、合理的配慮の提供に係るプロセスとして、①全校的なスクリーニングの実施、②スクリーニングの結果を踏まえた担任らによる課題のある児童のリストアップおよび情報共有、③課題のある児童に対して学年や学級で実施可能な個別支援（合理的配慮）に関する協議、を行うことができた。平成 29 年度は教師版 SDQ を用い、行動面のみに課題がある可能性の児童のスクリーニングとなったが、平成 30 年度は実態把握チェックリスト（児童生徒用）を作成・実施することで、行動面のみならず学習面および対人面についても課題がある可能性の児童のスクリーニングを行うことができた。また、平成 29 年度と同様のプロセスを実施することで、より実施スケジュールを早めることができ、その結果、課題のある児童について協議され共有された支援等を学年・学級内で早めに受けることができる可能性を高めることができた。

これまで大学の支援ラボが主体となって行ってきた特別支援教育に関する取組（個別の教育支援計画の作成やその評価等）を、昨年度と同様のスケジュールで実施することにより、より指定校の校内組織（校内委員会）の取組として位置づけることができた。

③ 発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方

(1) 大学の取組

ア．学校経営 SV と大学教員による定期的な協議の実施

原則として週 1 回、学校経営 SV と大学教員による定期的な協議の場を設定し、指定校 B でのいじめ防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に関するもののうち、発達障害等の可能性のある児童に関連するものについて情報共有および特性等を踏まえた対応等について協議を行った。

(2) 指定校の取組

ア．いじめや不登校等への対応

指定校 B では、いじめや不登校に関わる事例について、他の校務分掌で情報共有等が行われている。平成 30 年度も平成 29 年度に引き続き、いじめや不登校に関わる事例についても校内委員会で情報共有を行い、学校経営 SV の助言等のもと、特別支援教育の観点からいじめや不登校の理由や対応について協議する機会を持つことができた。平成 29 年度と同様に、必要に応じてスクールカウンセラーと連携を行う体制をとった。

イ．障害理解教育

指定校 B と附属特別支援学校で、年 3 回、交流及び共同学習が行われた。事前学習として附属特別支援の教員による講和や、交流先の児童のプロフィール等の情報について事前にやりとりするなど、事前の打ち合わせや準備を丁寧に行った取組が行われた。

ウ．附属学校 4 校園のコーディネーター会議

年に 4 回、指定校 A（附属幼稚園）、指定校 B（附属小学校）、指定校 C（附属中学校）および附属特別支援学校のコーディネーター連絡協議会を開催し、各附属学校園における特別支援教育の取組および具体的な事例への対応について情報共有および協議を行った。

エ．ラボだよりの配布

年に 5 回、指定校 B の全教員に、本委託事業に関わる内容の「ラボだより」を作成・配布し、通常学級での合理的配慮に関する内容や、発達障害及び発達障害の可能性のある児童への個々の実態に応じた支援の必要性および支援内容に関する情報発信を行った。

(3) 主な成果

平成 30 年度も、いじめや不登校に関する事例について、校内委員会においても情報共有等を行うことにより、特別支援教育の観点からその原因や対策（さまざまな関係機関との連携等も含む）について協議し情報共有する機会を持つことができた。

④ 特別支援教育コーディネーターの負担軽減のための体制の在り方

(1) 指名している人数

・ 2 名（主・副）

(2) 指名している者ごとの具体的な職務内容

ア．特別支援教育コーディネーター

・ 主が実質的には職務を行い、副は補佐的な役割を担っている。
・ 特別な配慮や支援が必要と考えられる児童の情報収集をする。
・ 特別支援教育に関わる情報について各担任と情報の共有をする。
・ 大学職員及び学校経営 SV と情報交換（ケース会議なども含む）及び連絡調整を行う。
・ 個別の教育支援計画作成の日程などについて学校経営 SV の助言等のもと検討を行う。
・ 発達障害の可能性のある児童について、専門機関（大学の支援ラボを含む）及び医療との連携が必要な場合に連絡調整を行う。
・ 校内委員会の協議内容や報告事項について学校経営 SV と共通理解を図る。
・ 他校通級している児童について、通級の担当教員と情報交換を行う。
・ 4 附属校園（附属幼稚園・附属小学校・附属中学校・附属特別支援学校）コーディネーター連絡会への参加。
・ 特別支援教育に関わる研修会への参加（主に 4 附属校園コーディネーター連絡会が主催する研修会）。

イ．教頭

・ 大学職員及び学校経営 SV との連絡調整を行う。
・ 特別支援教育コーディネーターや学校経営 SV より報告を受け、特別支援教育に関わる情報について、学校全体の情報の把握をする。
・ 中学校との引継ぎに関する連絡調整。

ウ．校長

・ 受託事業の運営協議会に関連する業務を担う。

(3) 軽減している職務内容

・ 以前は、校務分掌として生活指導主事も兼任していたが、現在は業務軽減の配慮が行われている。

(4) 特別支援教育コーディネーターとして職務に従事している時間数（月平均）

・ 随時必要に応じて対応しているため、決められた時間数は設定されていない。

・　対応している時間を合算すると月に約５時間以下。

(5) 特別支援教育コーディネーターの人選方法や必要な資質

ウ．人選方法

・　道徳部の「心の教育プロジェクト」のメンバーより人選している。
・　特別支援学級などを担当したことがある教員を配置できればと考えているが、年度によっては、担任や教科としての業務との兼ね合いで難しい状況もある。

エ．資質

・　児童の言動等を観察し、困り感などについて把握できる。
・　担任等、他の職員と連携して職務ができる。
・　特別支援教育について興味関心があり、研鑽を積むことができる。

(6) 特別支援教育コーディネーターの学校における通常の役職、任期

・　担任及び道徳主任と兼任。原則は年度単位。

【学校種：附属中学校（指定校 C)】

① 専門家を活用した学校経営計画等の策定

(1) 大学の取組

ア．学校経営構築研究解発事業運営協議会の開催

平成 30 年 6 月 12 日に長崎大学において、学校経営構築研究開発事業運営協議会を開催した。運営協議会では、平成 29 年度の事業の取組の成果と平成 30 年度の事業計画（特別支援教育コアチームの組織、コアチームによる定期的な協議、全校的な実態把握の実施、取組を踏まえた学校経営計画等の作成）について情報共有が行われた。その上で、学校経営 SV による助言・指導のもと、協議を行った。

イ．学校経営 SV と大学教員による定期的な協議の実施

原則として週 1 回、学校経営 SV と大学教員による定期的な協議の場を設定し、指定校 C での特別支援教育の実施を推進する学校経営構築に関する具体的な取組内容について情報共有および協議を行った。

(2) 指定校の取組

ア．特別支援教育コアチームによる定期的な協議の実施

指定校 C において月 1 回開催される校内委員会に、学校経営 SV および支援ラボの大学教員が参加した。この校内委員会を特別支援教育コアチームの定期的な協議の機会とした。第 1 回の校内委員会では、学校経営 SV および大学教員が、本事業の目的および具体的な取組の見通しについて説明および依頼を行った。

(3) 主な成果

平成 29 年 10 月から引き続き校内委員会が定例で開催され、校内の特別支援教育の充実に関する取組が、学校経営 SV 等の助言のもと、校内組織を主体として実施されることになった。これの成果は、指定校 C の校内委員会の取組を定着させる上で重用であり、また学校経営計画等に特別支援教育を位置づける上で必要なステップであると考えられる。平成 30 年度からの長崎大学教育学部附属中学校学校経営方針には、各教育活動についての中で「特別支援教育の視点を取り入れ

た教育活動の展開」が明示されている。

② 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方

（1）大学の取組

ア．学校経営 SV と大学教員による定期的な協議の実施

原則として週１回、学校経営 SV と大学教員による定期的な協議の場を設定し、指定校 C での合理的配慮の提供に係る取組やプロセスに関する情報共有および協議を行った。

イ．実態把握チェックリスト（児童生徒用）の作成および結果のまとめ作成

学習面や行動面や対人面など課題のみられる生徒について、その実態を簡易的な方法で把握し、校内外との情報共有や具体的な合理的配慮の内容について協議するため、実態把握チェックリスト（児童生徒用）を作成した。また、実施されたチェックリストの結果の集計を行い、結果のまとめに関する資料を作成した。

（2）指定校の取組

ア．校内委員会での情報共有および協議

月に１回行われる校内委員会において、学校経営 SV の助言等のもと、課題のある児童について学級やクラブ活動の様子を情報交換し、トラブルや支援方法を協議した。また、合理的配慮について学校経営 SV が資料を用いて説明を行った。

イ．実態把握チェックリスト（児童生徒用）による全校的な実態把握

学校経営 SV の助言等のもと、学習面・行動面・対人面のスクリーニング検査として、全学年の担任がそれぞれの学級の全生徒について実態把握チェックリスト（児童生徒用）を実施した。記入されたチェックリストは回収された後、大学において集計等が行われ、その結果については校内委員会で共有された。

ウ．実態把握チェックリスト（児童生徒用）の結果を踏まえた学年会での協議

学校経営 SV の助言等のもと、実態把握チェックリスト（児童生徒用）の結果を踏まえ、各学年（学年会等）で気になる生徒のリストアップおよび情報共有、リストアップされた生徒に対する学校・学級内での支援方法（合理的配慮）について担任らが協議を行った。協議が円滑に進むように、平成 29 年度と同様にワークシートを作成・配布した。学年会ではチェックリストの結果を踏まえ、「学年・学級で個別の支援が必要な生徒」が協議され、その後それらの生徒に対して「学年や学級で実施可能な個別の支援」および「保護者への支援」が主に協議され、それぞれについてワークシートへの記入が行われた。平成 29 年度は事業の１年目であったため、ワークシートの提出が 12 月になってしまった反省から、平成 30 年度は実態把握チェックリスト（児童生徒用）および学年会での協議のスケジュールを早めに設定した。

エ．個別の教育支援計画の作成および評価

校内委員会において、個別の教育支援計画の作成について確認がなされ、学校経営 SV の助言等のもと、課題のある生徒について個別の教育支援計画が作成された。作成された個別の教育支援計画については、年度末に担任による評価が行われた。

（3）主な成果

以上のように平成 30 年度も、合理的配慮の提供に係るプロセスとして、①全校的なスクリーニングの実施、②スクリーニングの結果を踏まえた担任らによる課題のある生徒のリストアップおよび情報共有、③課題のある生徒に対して学年や学級で実施可能な個別支援（合理的配慮）に関

する協議、を行うことができた。平成 29 年度は教師版 SDQ を用い、行動面のみに課題がある可能性の生徒のスクリーニングとなったが、平成 30 年度は実態把握チェックリスト（児童生徒用）を作成・実施することで、行動面のみならず学習面および対人面についても課題がある可能性の生徒のスクリーニングを行うことができた。また、平成 29 年度と同様のプロセスを実施することで、より実施スケジュールを早めることができ、その結果、課題のある生徒について協議され共有された支援等を学年・学級内で早めに受けることができる可能性を高めることができた。

これまで大学の支援ラボが主体となって行ってきた特別支援教育に関する取組（個別の教育支援計画の作成やその評価等）を、昨年度と同様のスケジュールで実施することにより、より指定校の校内組織（校内委員会）の取組として位置づけることができた。

③ 発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方

(1) 大学の取組

ア. 学校経営 SV と大学教員による定期的な協議の実施

原則として週１回、学校経営 SV と大学教員による定期的な協議の場を設定し、指定校 C でのいじめ防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に関するもののうち、発達障害等の可能性のある生徒に関連するものについて情報共有および特性等を踏まえた対応等について協議を行った。

(2) 指定校の取組

ア. いじめや不登校等への対応

指定校 C でも、いじめや不登校に関わる事例については、他の校務分掌で情報共有等が行われている。平成 30 年度も平成 29 年度に引き続き、いじめや不登校に関わる事例についても校内委員会で情報共有を行い、学校経営 SV の助言等のもと、特別支援教育の観点からいじめや不登校の理由や対応について協議する機会を持つことができた。平成 29 年度と同様に、必要に応じてスクールカウンセラーと連携を行う体制をとった。

イ. 障害理解教育

指定校 C と附属特別支援学校とで交流及び共同学習が行われた。本年度も事前学習として、支援ラボの構成員である特別支援教育の教育学を専門とする大学教員による障害理解教育を、指定校 C の生徒を対象に行った。

ウ. 附属学校 4 校園のコーディネーター会議

年に４回、指定校 A（附属幼稚園）、指定校 B（附属小学校）、指定校 C（附属中学校）および附属特別支援学校のコーディネーター連絡協議会を開催し、各附属学校園における特別支援教育の取組および具体的な事例への対応について情報共有および協議を行った。

エ. ラボだよりの配布

年に５回、指定校 C の全教員に、本委託事業に関わる内容の「ラボだより」を作成・配布し、通常学級での合理的配慮に関する内容や、発達障害及び発達障害の可能性のある生徒への個々の実態に応じた支援の必要性および支援内容に関する情報発信を行った。

(3) 主な成果

平成 30 年度も、いじめや不登校に関する事例について、校内委員会においても情報共有等を行うことにより、特別支援教育の観点からその原因や対策（さまざまな関係機関との連携等も含む）について協議し情報共有する機会を持つことができた。また、平成 29 年度に引き続き、大学教員

による助言等のもと障害理解教育が行われ、共生社会に関して深く考える機会を生徒に持たせることができた。

④ 特別支援教育コーディネーターの負担軽減のための体制の在り方

(1) 指名している人数

・　２名

(2) 指名している者ごとの具体的な職務内容

ア．特別支援教育コーディネーター

・　特別な配慮や支援が必要と考えられる生徒の情報収集をする。必要に応じて担任と連携し、直接的な支援（面談等）も行う。
・　特別支援教育に関わる情報について各担任と情報の共有をする。
・　大学職員及び学校経営 SV と情報交換（ケース会議なども含む）及び連絡調整を行う。
・　個別の教育支援計画作成の日程などについて学校経営 SV の助言等のもと検討を行う。
・　発達障害の可能性のある生徒について、専門機関（大学の支援ラボを含む）及び医療との連携が必要な場合に連絡調整を行う。
・　大学の支援ラボ、専門機関及び医療とのケース会議に必要に応じて参加する。
・　4 附属校園（附属幼稚園・附属小学校・附属中学校・附属特別支援学校）コーディネーター連絡会への参加。
・　特別支援教育に関わる研修会への参加（主に４附属校園コーディネーター連絡会が主催する研修会）。

イ．教頭

・　大学職員及び学校経営 SV との連絡調整を行う。
・　校内委員会の協議内容や報告事項について学校経営 SV と共通理解を図る。
・　特別支援教育コーディネーターや学校経営 SV より報告を受け、特別支援教育に関わる情報について、学校全体の情報の把握をする。
・　高等学校との引継ぎに関する連絡調整。

ウ．校長

・　受託事業の運営協議会に関連する業務を担う。

(3) 軽減している職務内容

・　特になし（担任、教科の持ち時間等では特に配慮はなされていない）。

(4) 特別支援教育コーディネーターとして職務に従事している時間数（月平均）

・　随時必要に応じて対応しているため、決められた時間数は設定されていない。
・　対応している時間を合算すると月に約５時間以下。

(5) 特別支援教育コーディネーターの人選方法や必要な資質

オ．人選方法

・　生徒の状況を把握できる経験豊富な教職員より選出している。
・　特別支援学級などを担当したことがある教員を配置できればと考えているが、年度によっては、担任や教科としての業務との兼ね合いで難しい状況もある。

カ．資質

・　生徒の言動等を観察し、困り感などについて把握できる。
・　思春期でもある生徒に寄り添うことができる。
・　担任等、他の職員と連携して職務ができる。
・　特別支援教育について興味関心があり、研鑽を積むことができる。

(6) 特別支援教育コーディネーターの学校における通常の役職、任期

・　担任及び部活動顧問と兼任。原則は年度単位。

５．今後の課題と対応

平成 29 年度・30 年度の取組により、附属学校園内でより自立的に特別支援教育を推進していく環境や素地は整備できたと考えられるが、次のような課題が残されている。

(1)スクリーニングに用いるチェックリストの妥当性の継続検討

幼児児童生徒の実態把握に際して、平成 29 年度は子どもの強さと困難さアンケート（SDQ）を、平成 30 年度は支援ラボ作成の簡略化チェックリストを使用した。学校教育現場における教員負担を軽減しつつ支援ニーズの把握もれをなくすチェックリストの作成には、評価項目数や評価項目の内容の妥当性について更なる検討が必要と考える。

(2)教員毎に差が見られる幼児児童生徒の実態把握に関する評価基準の共通化

（1）のチェックリストによる幼児児童生徒の実態把握の際、個々の教員の評価基準が異なり同じ学年でもクラスにより教育的支援ニーズの把握に差が出てしまう可能性があった。そのため本事業では、学年会等での情報共有を通して支援が必要な幼児児童生徒の共通認識化を図った。しかし、より実態把握の精度を均一化するためには、スクリーニングの実施の前に予め、特別支援教育の視点による幼児児童生徒の実態把握に必要な視点に関する校内研修を実施するなど、教師間で共通の評価基準を醸成する必要がある。

(3)校内における情報管理体制の整備

個別の教育支援計画を含め教育的支援が必要な子供の情報は、関わる教員がいつでも参照することができることがのぞましく、次年度の学級編成時の資料としても活用が期待される。一方で、この情報は言うまでもなく極めて個別性が強く、高いレベルでの守秘情報である。そのため、情報を取り扱う上でのルールや取扱責任者を予め定めておくなどの校内における情報管理体制の整備は不可欠である。

(4)附属幼稚園・小学校・中学校における一貫した特別支援教育システムの整備

長崎大学教育学部附属幼稚園・小学校・中学校の幼児児童生徒の過半数は連絡入学である。そのため、支援ニーズのある子供の情報を学校間で共有しやすい環境にある。そこで、各学校園の管理職や特別支援教育コーディネーターが連携して情報共有の仕組みを整理した上で、例えば連絡入学の小学校児童の個別の教育支援計画を作成する際には、当該児童を幼稚園時に受け持った担任教師参加を求められる制度を整備するなどの工夫も必要と考える。

(5)本事業の成果の地域の学校への波及

長崎大学教育学部附属学校園の役割について、第 3 期中期目標に、「教育学部・大学院教育学研究科と組織的な協働により，児童生徒の確かな成長に資する先進的教育研究や課題解決力を備えた実践型教員の養成を推進し，地域におけるモデル校園として長崎県の教育振興に貢献する」とある。本事業は、附属幼稚園・小学校・中学校を指定校として取組一定の成果を得たが、モデル校園としての役割を果たすためには、この成果を広く地域の学校園に周知することが求められる。

平成 30 年度は、地域の中学校 1 校の研修会において附属小学校・中学校の取組内容を紹介するとともに事業報告会を開催し周知に努めた。しかし地域の学校園において特別支援教育の視点で支援が必要な幼児児童生徒の割合も次第に増えている現状を考えると、地域の特別支援教育コーディネーター連絡協議会などを通してより広範囲に周知していくことが必要と考える。

６．指定校について

（幼稚園）

指定校名：長崎大学教育学部附属幼稚園												
	3歳				4歳				5歳			
	在園者数		学級数		在園者数		学級数		在園者数		学級数	
	24		1		59		2		49		2	
	園長	副園長・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	講師	教育補助員	事務職員	特別支援教育支援員	スクールカウンセラー	その他	計
教職員数	1	1	0	5	1	3	0	2	0	0	1	5

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1 名

（小学校）

指定校名：長崎大学教育学部附属小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	98	4	98	4	93	4	96	4	91	4	91	4
特別支援学級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通級による指導（対象者数）	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	1	0
	校長	副校長・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育支援員	スクールカウンセラー	その他	計
教職員数	1	1	1	25	1	1	6	4	0	0	6	46

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：2 名

※特別支援学級の対象としている障害種：

※通級による指導の対象としている障害種：

（中学校）

指定校名：長崎大学教育学部附属中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	144		4		143		4		139		4	
特別支援学級	0		0		0		0		0		0	
通級による指導（対象者数）	0		0		0		0		0		0	
	校長	副校長・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育支援員	スクールカウンセラー	その他	計
教職員数	1	1	1	21	1	0	4	4	0	0	0	33

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：2 名

※特別支援学級の対象としている障害種：

※通級による指導の対象としている障害種：

７．問い合わせ先

組織名：長崎大学

（1）担当部署　　教育学部特別支援教育コース

（2）所在地　　長崎県長崎市文教町１番 14 号

（3）電話番号　　095-819-2385（事業統括：鈴木）

095-819-2408（事業事務担当：藤本）

（4）FAX 番号　　095-819-2385（事業統括：鈴木）

095-819-2408（支援ラボ事務　藤本）

（5）メールアドレス　　ys11@nagasaki-u.ac.jp（事業統括：鈴木）

s.fujimoto@nagasaki-u.ac.jp（事業事務担当：藤本）